

## 矢巾町地域公共交通計画策定分科会設置要領

### (趣旨)

第1条 矢巾町地域公共交通会議設置要綱第9条の規定に基づき、この要領は、矢巾町地域公共交通計画策定分科会（以下「計画策定分科会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 計画策定分科会は、次に掲げる事項を協議及び検討するものとする。

- (1) 公共交通計画の策定に係る総合的かつ専門的な内容に関すること。
- (2) 公共交通計画の策定に必要な詳細に関すること。
- (3) 計画策定分科会の運営方法その他計画策定分科会が必要と認める内容に関すること。

### (任期)

第3条 委員の任期は、当該計画の策定までとする。

### (分会長)

第4条 計画策定分科会に、分会長を置き、委員の互選によって定める。

2 分会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 分会長に事故があるときは、分会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 計画策定分科会の会議は分会長が招集し、分会長が議長となる。

2 計画策定分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 計画策定分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 計画策定分科会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 計画策定分科会の庶務は、矢巾町企画財政課で処理する。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、計画策定分科会の運営に関して必要な事項は、分会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年5月26日から施行する。

(別添)

矢巾町地域公共交通計画策定分科会構成員

所属	役職	氏名
矢巾町	副町長	岩 淵 和 弘
岩手県交通株式会社	乗合自動車部副部長	山 下 剛 毅
株式会社矢巾タクシー	代表取締役	橘 茂
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局	首席運輸企画専門官	斎 藤 努
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局	首席運輸企画専門官	関 澤 真
岩手県立大学 総合政策学部	准教授	宇佐美 誠 史